髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 一丁目2番20号
 発
 万
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

# □		
○正誤(平20・4・25付け 告示) 	7	7
正誤	_	_
	ンター) 6	;
○落札者等の公告	(総務事務セ	
落札公告		
○あっせん員候補者の氏名等	5	5
高知県労働委員会告示		
○技能検定員審査及び教習指導員審査の領	実施 4	1
高知県公安委員会告示		
○都市計画の変更の図書の縦覧	(都市計画課) 4	1
○換地処分の届出	(") 4	1
○土地改良区の解散の認可	(") 4	1
○土地改良区の定款変更の認可(2件)	(") 4	1
○土地改良区の役員の就退任 (5件)	(農業基盤課) 2	2
公告		
収事務の委託	(観光振興課) 2	2
◎高知県立足摺海洋館に係る入場料の徴	19/10/	
0] 少世级次0 石州 0 发火 0 福田	課) 2	2
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興	
告 示	(4 24 16)/1//	
規則の一部を改正する規則	メチの未内心口 〈4・24 掲示〉 1	
	•	
規則	ペーシ	>
D 1A		

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月24日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第46号の2

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規 則の一部を改正する規則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和50年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項及び様式を加える。

(共通入場券の様式)

2 当分の間、竜串観光振興会が取り扱う足摺海底館、海のギャラリー及びグラスボートとの共通入場券の様式は、附則別記様式のとおりとする。

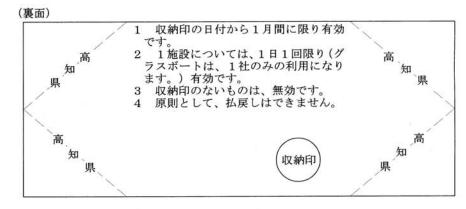
_

10

榖

附則別記様式 (附則第2項関係)





- 備考 1 寸法は、縦6センチメートル、横15センチメートルとする。
 - 2 この入場券の半券(入場券(副)以外の部分)をもって、現金領収証書に代えるものとする。

附則

この規則は、平成20年4月26日から施行する。

------告 示

高知県告示第304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年5月9日

高知県知事 尾﨑 正直

字の区域及び名称の変更

変		更 前		変り	更 後
大字	字	地番区域	ζ	大字	字
茅吹手	大峯山	198の12、198の1	.3	茅吹手	屋式ホキ

備考 上記地番は、平成20年4月7日現在の登記簿による。

高知県告示第305号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知県立足摺海洋館に係る入場料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年5月9日

高知県知事 尾﨑 正直

所在地	名称	委託年月日		
土佐清水市三崎4135 番地 2	竜串観光振興会	平成20年4月26日		

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、甫喜峯疎水土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月9日

高知県知事 尾﨑 正直

役名 (退任) 氏 名

住

所

£) 퇅 濵田 碩哉 南国市植田

876 - 1

```
IJ
中
         IJ
         IJ
榖
4
账
足
```

 $\widehat{\boldsymbol{\Xi}}$

(金曜

Ш

6

Щ

Ŋ

成20年

```
門田
          敬 ル
                           1014
      橋詰 哲夫 #
                 IJ
                           1188
         三男 香美郡土佐山田町久次
      島田
                            52
                            14 - 2
      大塚 俊介 "
                       上改田 200-1
      小野山裕司
                            95
      髙野
         雄浩
                       須江
                           408
           学
      副临
                           383
         恭滋
 監事
      高野
                           183ーイ
      門田
          宏 南国市植田
                           1075
      門田 秀夫 #
                           1050
(就任)
 理事
      濵田 碩哉 南国市植田
                           876 - 1
      門田
          敬
                           1014
      門田
         俊一
                           907 - 2
         三男 香美市土佐山田町久次
                            52
      島田
         譲二
                            14 - 2
      大塚 俊介 "
                       上改田 200-1
      小野山裕司
                            95
      髙野
         雄浩
                           408
                       須江
           学
      岡崎
             IJ
                           383
 監事
      高野
         恭滋
                           183ーイ
      門田
         宏 南国市植田
                           1075
      門田 秀夫 #
                           1050
  土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ
り、稲生土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出
があった。
  平成20年5月9日
                     高知県知事 尾崎 正直
 役名
       氏 名
                住
                          所
(退任)
 理事
          武 南国市稲生1926-2
      中澤
      三谷
         計雄
                   2388
      中澤 勁二 "
 IJ
                 " 1917 - 2
           太
      馬詰
            IJ
                    113 - 1
      澤田
           甲
                    353
            11
      橋本
           淑 "
                    572
           薫
      久万
                    602
```

慜

健

束穂

幸長

吉河 和亀 "

638 - 1

724

" 3037

" 3104

1315 - 1

IJ

篠原

濵田

構田

戸梶

IJ

```
松岡 孝尚 』
                   " 2193
IJ
IJ
      井上 文夫 "
                   y = 2027 - 4
      中澤昭次郎 "
                   " 1921 - 3
      松岡
            清 ル
IJ
                   " 2193
(就任)
理事
      松岡
            征 南国市稲生2749
      中澤
            武
IJ
                     1926 - 2
      三谷
          計雄
                     2388
          勁一 //
      中澤
                     1917 - 2
      馬詰
            太 "
                      113 - 1
IJ
      澤田
            甲 ル
                      353
11
IJ
      橋本
            淑 "
                      572
IJ
      久万
            董 ル
                      602
      篠原
            繁 #
                      638 - 1
          まり ル
                      742
      森本
            彰
              IJ
                      908 - 3
      戸梶
          幸長
                     3037
      井上
          聴彦 ル
                   " 2221
IJ
IJ
      井上 文夫 "
                   " 2027 - 4
監事
      中澤昭次郎 "
                   " 1921 — 3
      松岡 清 "
                   JJ 2193
  ······
```

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市大津乙部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直 役名 氏 名 住 所 (退任) 理事 谷 泰儀 高知市大津乙 551 IJ 谷 澄雄 575 IJ 坂本 卓 1221 - 1俊輔 IJ IJ 285ーイ IJ 松岡 詔夫 28 IJ 西川 忠孝 2300 IJ 大﨑 資二 " 2265 鳥﨑 志郎 2091 11 11 IJ 野中 豊 IJ 576 監事 浩ッ 浦 562 IJ 松岡 敏治 " 50 山﨑 豊一 ル 2199 - 2IJ (就任) 理事 泰儀 高知市大津乙 551 IJ 谷 澄雄 〃 IJ 575

```
坂本
         卓 〃
IJ
                     1221 - 1
     細木
         俊輔
                     285ーイ
11
IJ
     古田
        辰雄
             IJ
                     2261 - 1
     西川
         忠孝
                     2300
     德弘
         治市 ル
                     2077
IJ
     松岡
         敏治
                      50
          豊
IJ
     野中
                     576
監事
          浩
     浦
             IJ
                     562
IJ
     山﨑 豊一 〃
                     2199 - 2
     川村 隆一 "
                      55
 ······
```

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市布師田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月9日

```
高知県知事 尾崎 正直
役名
       氏 名
                 住
                             所
(退任)
理事
      西川 章史 高知市布師田
                         480
IJ
      山本
                         354
      友村 隆朗
                         786
IJ
      早﨑 武夫 ル
                         1218
      野々村三男 "
IJ
                         2132
IJ
          賴昭
                         2197
          楽一 〃
IJ
      狩野
                         2201
IJ
      七居
          義長 #
                         2669
      古田
          辰雄 〃
                   大津乙 2261-1
IJ
          俊光 #
                   一宮
                        3261
IJ
      齋藤
          正市 〃
                   中秦泉寺 301
監事
      前田
          孝雄 リ
                   布師田 2300
      友村 承藏
IJ
                         785
IJ
      安松 克輔 ル
                   大津乙 2334
(就任)
理事
      西川
          章史
                   布師田
                         480
          壽雄
IJ
      齋藤
                         281
      友村
          隆朗
                         786
      早﨑
          武夫 #
IJ
                         1218
      狩野 榮一 #
IJ
                         2201
      野々村三男
                         2132
IJ
IJ
          賴昭
                         2197
          義孝 #
IJ
      北村
                         1648
IJ
      土居
          義長 #
                         2669
IJ
      古田
          辰雄 〃
                   大津乙 2261-1
IJ
      泉
          俊光 〃
                   一宮徳谷 20-2
```

 $^{\circ}$

 "
 齋藤
 正市
 "
 中秦泉寺
 301

 監事
 前田
 孝雄
 "
 布師田
 2300

 "
 友村
 承藏
 "
 "
 785

" 安松 克輔 " 大津乙 2334

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった

.....

平成20年5月9日

高知県知事 尾﨑 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

理事 山北 美明 吾川郡春野町仁ノ1707

(就任) 理事

石黒 貞男 高知市春野町仁ノ1856

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、甫喜峯疎水土地改良区の定款の変更を平成20年4月23日に認可した。

平成20年5月9日

高知県知事 尾﨑 正直

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、高知市一宮山崎丸土地改良区の定款の変更を平成20年4月24日に認可した。

·····

平成20年5月9日

高知県知事 尾﨑 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、芸西村中央土地改良区の解散を平成20年4月23日に認可した。

·····

平成20年5月9日

高知県知事 尾﨑 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区(茅吹手換地区)の換地処分を平成20年4月11日に行った旨の届出があった。

.....

平成20年5月9日

高知県知事 尾﨑 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により土佐市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

······

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
 - 十佐都市計画下水道(高岡都市下水路)の変更
- 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び土佐市役所

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第8号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則 第3号)第2条(同規則第10条第2項において準用する場合を含 む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次の とおり実施する。

平成20年5月9日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 審査の種類、期日及び場所
- (1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則(以下「規則」という。) 第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習 指導員審査を次の区分に応じて行う。

- ア 大型自動車免許及び中型自動車免許(以下「大型自動 車免許等」という。)
- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動 二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」とい う。)
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普 通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)
- (2) 審査の期日

平成20年6月26日(木)及び27日(金)

- (3) 審査の場所
 - 吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査 申請書を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示すること。

- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第 2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれ かに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該 各号に該当する者であることを証明する書面を添付することと
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習 指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の 資格者証を提示すること。
- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
- イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
- エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資 終者証
- オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又 は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又 は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

審查項目	審査細目	審査方法等
大車等 車等 動 新通 免 等 車 が 一 の 定 免 能 検 に た た に た に た に た に た に た に た に た に た に た に た に た に に た に た に に た に に に に に に に に に に に に に	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
関する技能	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、95 パーセント以上の成績であ

	ること。
教則の内容となっ ている事項	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ
自動車教習所に関 する法令について の知識	っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
技能検定の実施に 関する知識	面接試験又は論文式の筆 記試験により行うものと し、その合格基準は、それ
自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	ぞれ95パーセント以上の成 績であること。
技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、90パーセント以上の 成績であること。
自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、95 パーセント以上の成績であ ること。
旅客自動車運送事 業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	論文式の筆記試験により 行うものとし、その合格基 準は、95パーセント以上の 成績であること。
	ている事項 自動な (大) 自動評 (大) 自動評 (大) 自動評 (大) 自動評 (大) 自動 (大) 自動 (大) 自の (大) 自動 (大)

(2) 教習指導員審査の方法等

審查項目 審查細目 審查方法等

	l	
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免 許及び特	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
定第一種免許の教習に関する技能	技能教習(自動車 の運転に関する 技 能の教習をいう。	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車 の運転に関する 知 識の教習をい	
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免 許及び特	教則の内容となっ ている事項その他 自動車の運転に関 する知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、
定第一種発習に関する知識	自動車教習所に関 する法令について の知識	その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
(S) AHIBK	教習指導員として 必要な教育につい ての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動 車第二種 免許等の 技能教習 に関する	教習指導員とし て 必要な自動車の	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
技能	技能教習に必要な	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、80 パーセント以上の成績であ ること。
大型自動 車第二種	旅客自動車運送 事業及び自動車	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ

| 免許等の | 代行業に関する法 | り行うものとし、その合格 | 技能教習 | 令についての知識 | 基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95 | パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員(大型自動車免許等24,700円、普通自動車免 許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種 免許等22,450円)
- イ 教習指導員(大型自動車免許等15,650円、普通自動車免 許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種 免許等13,300円)

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成20年5月9日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	住所	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	昭和56年2月 2日
川田 勲	高知大学農学部教授 高知県労働委員会委員 (公益委員)	香南市	平成6年3月 25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成6年3月 25日
筒井早智子	高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成14年3月 18日

LC

藤原	潤子	社会保険労務士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成14年3月 18日
稲田	光民	高知県労働委員会事務 局長	長岡郡 大豊町	平成20年4月 3日
中山	健二	高知県労働委員会事務 局次長	高知市	平成18年4月 6日
片岡	泰平	高知県労働委員会事務 局審査調整員	高知市	平成20年 4 月 3 日
武政	澄夫	U I ゼンセン同盟高知 県支部常任委員会議長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成14年 3 月 18日
真辺	幸博	四国電力労働組合高知 県本部委員長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	吾川郡いの町	平成15年9月 4日
岡林	俊司	日本労働組合総連合会 高知県連合会会長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成16年 3 月 18日
中谷	達美	高知県交通労働組合執 行委員長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	室戸市	平成18年3月 22日
田口	朝光	高知県労働組合連合会 書記長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成20年 3 月 18日
渡辺	泰方	高知県経営者協会参与 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	南国市	平成15年9月 4日
森	由枝	有限会社森総合労務セ ンター代表取締役 高知県労働委員会委員	高知市	平成16年3月 18日

		(使用者委員)		
安岡 範悦		四国運輸株式会社代表 取締役社長 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成18年 3 月 22日
井戸	浩道	株式会社特殊製鋼所代 表取締役社長 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成19年4月 5日
水田	信幸	高知県経営者協会専務 理事 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	吾川郡いの町	平成20年3月 18日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成20年度総務事務集中化システム運用保守委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目 2 番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 社団法人高知県情報産業協会 南国市蛍が丘二丁目2番地1
- 5 随意契約に係る契約金額 39,270,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため

9

恒

報

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20·4·25	9037	○告示	3	中 (7~14)	696番 8 696番 9 696番10 696番11 696番13 696番15 697番 4 697番 8	696番8号 696番9号 696番10号 696番13号 696番13号 696番15号 697番4号